

埼玉県行政手続条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則及び埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月16日

埼玉県公安委員会委員長 塩川 修

埼玉県公安委員会規則第3号

埼玉県行政手続条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則及び埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県行政手続条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第1条 埼玉県行政手続条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成8年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第5号まで、別記様式第7号及び別記様式第9号中「㊟」を削る。

別記様式第11号中 「住所
氏名」 を 「住所
氏名」 に改める。

別記様式第15号中「㊟」を削る。

別記様式第16号中「印」を削る。

(埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第2条 埼玉県暴力団排除条例施行規則(平成23年埼玉県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号、別記様式第3号、別記様式第7号、別記様式第8号、別記様式第12号及び別記様式第13号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。